

北海道大学触媒科学研究所共同利用・共同研究 留意事項

1. 申請について

- ①研究機関等に所属している方については、所属長の内諾を得たうえで申請してください。
(名誉教授等で、現在研究機関等に所属していない方を除く)。
- ②戦略型については、研究課題一覧(別表Ⅰ)の中から番号をお選びください。
戦略型、提案型ともに、申請者の研究課題の設定及び研究計画については、本研究所の受入希望教員と事前相談のうえ記入願います。
- ③申請書の記載漏れ等については、審査の対象から外れる場合がありますのでご注意願います。
- ④電子メールにて申請書を提出していただいた後、3日以内に受理メールを返信いたします。もし、受理メールが届かない場合は、公募要項「4. 提出先・お問い合わせ先」までお問い合わせください。

2. 所要経費と使用方法について

- ①採択課題については経費を配分します。ただし、審査の結果、予算配分の関係により、申請のとおり配分することができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ②備品(1点につき取得価格が10万円以上のものであり、耐用年数が1年以上のもの)については、北海道大学の資産となり、本研究所で管理します。
- ③研究費の管理・処理、備品・消耗品等の購入等は本研究所の受入教員の責任で行うこととなります。
- ④旅費については、本学の旅費規程に基づいて算出し、精算払いとします。
- ⑤旅費を必要とする方は、採択後に銀行口座登録申出書を提出してください(以前提出して頂いた方で、登録内容に変更がない場合は提出不要です)。

3. 免責事項について

- ①本共同利用・共同研究に採択された課題に関して、本研究所の責によらず発生した損害等に対しては、本研究所は一切の責任を負いません。

4. その他

- ①採択通知後、所属長の「共同利用・共同研究承諾書」(別紙様式3)(本研究所所属の者を除く)の提出が必要となります。承諾書の提出により、本研究所から所属先への出張依頼は省略させていただきます。ただし、出張依頼が必要な場合は、適宜対応いたしますので、公募要項「4. 提出先・お問い合わせ先」まで申し出願います。
- ②装置等(別表Ⅲ)の利用にあたっては、対応教員と打合せのうえ、指示に従ってください。
- ③大学院生は、(財)日本国際教育支援協会の「学生教育研究災害傷害保険」(学研災)等に参加してから共同利用・共同研究に参加してください(特に証明書等の提出は必要ありません)。